千曲市告示第９７号

千曲市学生生活支援金交付要綱を次のように定める。

令和８年８月２８日

千曲市長　小　川　修　一

千曲市学生生活支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内への転入促進及び学生生活の支援のため、市内の民間賃貸住宅に居住する学生に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　学生　学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学又は専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に在籍する者をいう。

(2)　民間賃貸住宅　市内に所在する賃貸借契約により賃貸借される住宅（市営住宅等の公営住宅を除く。）であって、入居者の親族以外が所有するものをいう。

(3)　入居　民間賃貸住宅に居住し、その民間賃貸住宅を住所として当該居住者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の拠点とすることをいう。

(4)　千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動　千曲市の魅力を広く発信するWebサイト等を活用した情報発信活動（第７条において「魅力発信活動」という。）並びに、地域活性化及び住民支援を目的としたボランティア活動（第７条において「地域貢献活動」という。）をいう。

(5)　後期申請　支援金の申請を支援対象年度の10月15日から11月30日までの間に行う申請をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　第５条の規定による認定申請時において、学生かつ25歳未満である者

(2)　大学等への進学のために市外から転入し、本市に住民登録をしている者

(3)　自己又は親族の名義で民間賃貸住宅を借り受け、継続して居住する者

(4)　市税に滞納がない者

(5)　千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動に協力する意思がある者

(6)　第５条の規定により初回申請を受け付けた日において、本市に３年以上居住する意思がある者。ただし、学生の在学期間が３年に満たない場合においては、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支援金を交付しない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）及び千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2)　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助又はその他の公的制度による家賃補助等を受けている者

（支援金の額及び申請回数）

第４条　支援金の額は、年間60,000円とし一括交付する。ただし、後期申請による場合は、初年度の支援金の額は、30,000円とし一括交付するものとする。

２　支援金の申請は、連続して最大４回までとする。

（認定申請等）

第５条　支援金の交付を希望する者は、あらかじめながの電子申請サービスを通じて、次に掲げる事項を申請し、市長の認定を受けなければならない。

(1)　氏名、生年月日、住所及び前住所

(2)　電話番号及びメールアドレス

(3)　在学中の大学等の名称、入学年月日及び学年

(4)　本市に転入した年月日

(5)　民間賃貸住宅の所在地及び名称

(6)　民間賃貸住宅の賃貸借契約の契約者名、申請者との関係及び契約年月日

(7)　民間賃貸住宅の賃貸借契約の契約書で定められた賃料（管理費、共益費、駐車場使用料及び自治会費、その他料金を除く。）

(8)　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

２　支援金の交付を希望する者は、第１項の申請において、次に掲げる書類を電子化して添えなければならない。

(1)　大学等の学生証又は在学証明書

(2)　民間賃貸住宅の賃貸借契約書又は賃貸借契約等証明書（様式第１号）

(3)　前２号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

３　申請期間は、支援対象年度の４月15日から５月31日までとする。ただし、後期申請による場合は、第２条第５号に定めるところによる。

４　既に支援金の交付を受けている者が借り受け、居住する民間賃貸住宅に同居する学生は、重複して申請することはできないものとする。

５　市長は、第１項の申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは、千曲市学生生活支援金受給資格認定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第６条　前条の規定により支援金の受給資格の認定を受けた者（以下「受給認定者」という。）は、当該認定の内容の変更又は認定の取下げ（次項において「変更等」という。）をすべき事由が発生したときは、千曲市学生生活支援金受給資格変更（取下）承認申請書（様式第３号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認をするときは、千曲市学生生活支援金受給資格変更（取下）決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動の実施）

第７条　受給認定者は、支援対象年度の交付申請までに、魅力発信活動及び地域貢献活動をそれぞれ２回以上行うものとする。ただし、後期申請による場合は、それぞれ１回以上行うものとする。

2　魅力発信活動及び地域貢献活動の具体的な基準は、別に定めるガイドラインによるものとする。

（交付申請）

第８条　受給認定者が支援金の交付を受けようとするときは、千曲市学生生活支援金交付申請書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動実績報告書（様式第６号）

(2)　大学等の在学証明書（申請時点での最新のものに限る。）

(3)　千曲市学生生活支援金交付請求書（様式第７号）

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　申請期間は、交付対象年度の３月１日から 15 日までの間とする。

（交付決定）

第９条　市長は、前条に規定する支援金の交付申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、千曲市学生生活支援金交付決定通知書（様式第８号）により、申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第 10 条　市長は、市の住民基本台帳に記載された日から１年以内に市外へ転出したことが判明したとき、若しくは後期申請による場合は、当該台帳に記載された日から６か月以内に市外へ転出したことが判明したとき、又は虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

（補則）

第 11 条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和９年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

2　この告示は、令和 14 年３月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第５条第５項の規定による認定を受けた者に係る支援金の交付等については、同日後もなおその効力を有する。

（賃貸借契約書が存在しない場合）

様式第１号（第５条関係）

賃貸借契約等証明書

年　　月　　日

（宛先）千曲市長

賃貸人　　住　　所
事業者名又は名称
代表者の職・氏名
電話番号
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

以下の内容について、賃貸借契約等の存在を証明します。

記

１　物件

所　在　地	
名　　称	
契約期間	年　月　日～　年　月　日 ※賃貸借契約等が更新されている場合は、更新後の期間を記載する。
賃　　料	円/月（税込） ※管理費、共益費、駐車場使用料及び自治会費、その他料金を除く。

２　賃借人（借主）

住　　所	
氏　　名	
電話番号	

（注意事項）

法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第２号（第５条関係）

千曲市学生生活支援金受給資格認定通知書

第　　号
年　　月　　日

（宛先）　　様

千曲市長

年　月　日付けで申請のあった千曲市学生生活支援金受給資格について、次のとおり決定したので通知します。

記

１　認定内容

支援対象年度	年度			
申請区分	新規　　継続			
申請者	氏名			
	生年月日	年　月　日	年齢	歳
	住所	千曲市		
	前住所			
現在在学する大学等	名称（学部等）			
	入学年月日	年　月　日	学年	年
転入した年月日	年　月　日			
民間賃貸住宅	所在地	千曲市		
	名称			
	契約者名			
	申請者との関係			
	契約年月日	年　月　日		
	賃料（月額）	円		

２　交付申請額　　（年額）　　円

３　交付条件　　千曲市学生生活支援金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第３号（第６条関係）

千曲市学生生活支援金受給資格変更（取下）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）千曲市長

申請者　住　　所　千曲市
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で認定のあった千曲市学生生活支援金の受給資格について、変更（取下）したいので次のとおり申請します。

記

1　変更内容

変　更　事　項	
変　更　理　由	
□ 本申請の確認のため、住民基本台帳の登録状況を閲覧することに同意します。 ※上記の同意は、交付の必須要件です。同意いただけない場合は、支援金の交付ができません。	

添付資料
(1)　賃貸借契約書の写し
(2)　その他市長が必要と認める書類

2　取下内容

取　下　理　由	

様式第４号（第６条関係）

千曲市学生生活支援金受給資格変更（取下）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

千曲市長

　　年　　月　　日付けで認定のあった千曲市学生生活支援金について、次のとおり変更（取下）決定したので通知します。

記

１　変更前

変　更　事　項	

２　変更後

変　更　事　項	

３　取下理由

様式第５号（第８条関係）

千曲市学生生活支援金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）千曲市長

申請者　住　　所　千曲市
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電話番号

千曲市学生生活支援金を次のとおり申請します。

記

申請区分	新規　　継続			
補助指令番号	第　　号			
現在在学する大学等	名称（学部等）			
	入学年月日	年　月　日	学年	年
転入した年月日	年　月　日			
民間賃貸住宅	所在地	千曲市		
	名称			
	契約者名			
	申請者との関係			
	契約年月日	年　月　日		
	賃料（月額）	円		
交付金額	金　　円			

□　本申請の確認のため、住民基本台帳及び課税台帳の登録状況を閲覧することに同意します。

※上記の同意は、交付の必須要件です。同意いただけない場合は、支援金の交付ができません。

□　市が申請者にかかる大学等の在籍状況について、大学等に照会することに同意します。

※上記に同意した場合は、添付書類(2)の書類を省略することができます。

添付資料

(1)　千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動実績報告書（様式第６号）
(2)　大学等の在学証明書（申請時点での最新のものに限る）
(3)　千曲市学生生活支援金交付請求書（様式第７号）
(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第６号（第８条関係）

千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動実績報告書

年　　月　　日

（宛先）千曲市長

申請者　住　　所　千曲市
氏　　名
電話番号

魅力発信活動及び地域貢献活動を実施しましたので、次のとおり報告します。

記

１　受給資格認定日　　年　　月　　日

２　活動内容（魅力発信活動）

１回目	掲載日	年　　月　　日（　　）
	掲載内容（概要）	
	発信媒体	□ホームページ　□ブログ □Instagram　□X（旧 Twitter） □Facebook　□YouTube □その他（　　） ＵＲＬ：
２回目	掲載日	年　　月　　日（　　）
	掲載内容（概要）	
	発信媒体	□ホームページ　□ブログ □Instagram　□X（旧 Twitter） □Facebook　□YouTube □その他（　　） ＵＲＬ：

添付資料　掲載画面のスクリーンショット

3　活動内容（地域貢献活動）

1　回　目	活　動　日	年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）
	活動時間	午前・後　　時　　分～午前・後　　時　　分
	活動場所	
	活動内容（概要）	
2　回　目	活　動　日	年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）
	活動時間	午前・後　　時　　分～午前・後　　時　　分
	活動場所	
	活動内容（概要）	

添付資料　活動中の写真（１回につき複数枚）

様式第７号（第８条関係）

千曲市学生生活支援金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）千曲市長

申請者　住　　所　千曲市
氏　　名　　印
電話番号

千曲市学生生活支援金を次のとおり請求します。

記

１　交付請求額　　金　　円

２　振込先口座

金融機関名	銀　行 農　協 信用組合 信用金庫 労働金庫	本店（所） 支店 支所 出張所
口座種類	普通　・　当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請者と同一としてください。

様式第８号（第９条関係）

千曲市学生生活支援金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

千曲市長

　　年　　月　　日付けで申請のあった千曲市学生生活支援金交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

記

1　支援金の額　　金　　円

2　支援の条件　　千曲市学生生活支援金交付要綱第10条の規定に該当した場合には、支援金の交付決定を取り消し、返還させる場合があります。